

○藤田藤太郎君 もう一つ聞いておき
はこれでもう全部のきめ手だとは私は
もあら考へておらないのでございまし
て、これも一つの方法だと、進んでは
今私が述べたような懸案になつておる
ことを逐次解決いたしまして、そうし
て今後何年かかりますか、なるだけそ
うたくさんかかるない間に充足をいた
して参りたい、こういうように考へて
おるわけであります。

ういうような考え方でござります。なお詳細でござりますれば、政府委員がら一つ具体的にお答えさせていただきたいと存ります。

先ほど大臣からもお答えがありましたように、それぞれの観点からその懸案を解決していかねばならない、そういうふうに私どもも考えてるわけでございます。

やりますと、かえって手薄になる面もありますので、できるだけそういう制度をとつてそうして保健所にいい人が入ってきて来られるよう、また、入つて来られた方々が熱意をもつて仕事に従事していくだけるように私ども処置して參りたい、そういうふうに考えておりよ

なからうか。まあアメリカあたりの、私行つてみないから知りませんけれども、局長の下におつても、次官の下におつても、そういう特別な技術者どころのは非常に優遇されて、より以上の待遇を得ている。面目を保つておられる。こういうようなところも十分か考えを願いたいと私は思うのであります。そんなような事柄で、ぜひ待遇問題を考えていただきたい。また、先づ

は向まおり上いたと

今 の 問 題 と 関 連 す る の で す け れども、
大 学 を 卒 業 し て 保 健 所 の 職 員 入 里、
そ れ で ま あ 期 限 を 切 つ て 一 部 ま た は 全
部 の 免 除 を す る と い う 規 定 に な つ て お
り ま す け れども、私 は や は り ず つ と こ
こ で 問 題 を い る い る の 角 度 か ら お 聞 き
し て い る と、学 校 を 出 た 人 が 新 た に 研
究 を す る 機 会、そ れ か ら そ の 実 を 結 ぶ
た め に 学 位 を と る と か、より 研 究 さ ん す
る と い う 機 会 が、この 保 健 所 勤 習 と い
う こ と に つ い て は 十 分 で き な い の じ ゃ
な い か と い う よ う な こ と、こ れ は 地 域
的 な 問 題 が この 前 出 ま し た け れども、
そ う い う 問 題 に つ い て ど う い う 御 配 慮
そ ぎ ん て お ら ふ。

五%ぐらいのところがあるわけです
ね。こういうものの入ってこない障
害、これは予算的に問題があるのか、そ
こいらあたりもちょっと詳しく述べ
○政府委員(山口正義君) 先ほど来藤
田先生のお尋ねの点につきまして、大
臣から根本的な問題のお答えがござい
ました。大臣のお答えのございまし
た通りでございますが、保健所の職員
の充足状況の悪い原因はこれはいろん
な、先ほど大臣もおっしゃいましたよ
うにいろいろな原因がございます。一
つにはやはり地方財政の関係で医療補
助率が比較的現在低いものでございま
すから、十分に地方がこの保健所の職

つきましては一人当たり月額医師に対し一万円近くの金額を出しておるところございます。少いところで二、三千円というようなところもござります。これもできるだけ私どもの方では國の補助額も増額して参りたい、そういうふうに考えております。

それから先ほど大臣も申されましたように、医師あるいは歯科医師その他の方々が入ってこられて中で勉強できるようには先ほど藤田先生も御指摘になりました研究的にいろいろのものを用いていけるようにならなければなりません。設備の問題がございますが、これは先ほど大臣も申されましたように、だいたい

問と関連しての質問でござりまするが、大体大臣、局長からお話がありましてわかりましたが、医者が足らないということはやはり私は二つの理由がありはしないか。医学教育が、やはり公衆衛生という面について興味を持たせる、また、これが医者の働くべき生きな部面であるということをやはり教育的に大学教育の方面でやる必要があるのではないか。いま一つは、医者といふものはほかの法学士の方と違いますし、年限が三年も長くなればその職につくことができないというような非常な、年令的にもあるいは経済的にも非常に負担をしていくのにかかると

ど来政府当局からお話をのように、補助金が足らぬ、三分の一であるというような事柄は、これはもう当然考えて、ただかなればならぬものだらうとどうのでございますが、こういう問題につきまして大臣の一つお考えを伺い、いと存ります。なお、今回のこの問題は、修学資金の問題は、これはぜひ、も今回やつてもらわなければならぬ問題であつて、その点については私は、非常に贅意を表している次第でございます。

○園務大臣(神田博君) 今お尋ねの点
も、これはもう全く私どもつともで
ございまして、現に今では研究費等を
支給いたされましてそれらの点を捕つ
ては参つておるのでございますが、そ
こでこれからもそれのみでは十分でご
ざいませんので、まあ内地留学などと
いう言葉を使っておるのでござります
が、大きな病院に委託しまして、そして
十分一つそこで研究していただき、医
師としての十分の素養を一つ身につけ
させるよういたしたい、そういうこ
とによって完璧を期していくたい、こ

員に対する予算化を行わないという点が一つございます。ところが、実際に予算化を行いましても入り得ない理由が二つございまして、一つは医師のよう
に他の民間の方々との給与との関係、待遇とのバランスというような問題か
ら、なかなか希望者がないという問題と、もう一つは予算化されましても、
たとえばエキス線技術者のように人そ
のものが足りない、これは絶対数が足
りないというような関係から充足され
ないというような理由、そういうふうに
幾つかの理由が考えられるわけでござ
ります。そういう点につきまして、

ふ準備はござり得ておらぬですか。また、さうされでない面がござりますので、できるだけ整備をいたしていきたいと存じます。今回も、三十二年度の予算では、それに要します費用を前年度に比べまして大幅に増額して計上していただいたわけでございます。

内地留学の問題につきましては、これは保健所に籍を置きながら、大学その他に研究に行くという制度を設けたいということでやつておるわけでござりますが、現実に今までいろいろやりくりしてやつておりますが、しかし、職員が少い上に、そういう内地留学を

す、その待遇が非常に悪い。こういふところに私はあるのじゃながろうか。先ほど局長の言われるよう、研究費用は十分できるだけのことをみてある。にもかかわらず、やはり来ないといふ点は、そういう教育の面もあるしもう一つは、待遇の面ではなかろか。私は自分が医者であり、技術者であるがために言うのではありませんねけれども、どうも技術者というものを遇するような点が、これは俸給方面のこととで、内閣委員会の問題であるからせませんけれども、こういうところを十分私はお考えを願いたいものじ

が欠けておると、こういうふうに考
ております。そこで、それらの点を解
決しなければこの法案の十分な活用
はならないのでございまして、そのこ
につきまして、給与体系等につきま
で大蔵省ないしは自治庁等ともせつ
く折衝いたしております。こういうよう
く関係でございまして、御了承いただ
たいと思います。

きのと%す。きなかし点に見え

たいという人が非常に多いようなんですが、話を聞けば、どこの保健所でもいいからと、いろいろな話なんでございまするけれども、どこもこれは満員で、定員がない、というような話で、困っている人があるようでございまが、これはどういうわけでございましょうか。

○政府委員(山口正義君) 私からお答
え申し上げたいと存しますが、先ほど
申し上げましたように、地方財政との
関係で、地方が保健所の充足につい
て、十分な予算化を行いませんたま
に、保健所で定員化します——つまり
予算化します定員の数が、当初予定い
たします、たとえばA級保健所ならば
栄養士二名というふうに考えましても、
全体の数が少くなつて、圧縮され
て参りますと、保健所に、ただいまお
手元に差し上げてござりますような職
種の職員が必要になって参りますの
で、従つて全般的にずっと圧縮され
くるわけでございます。従いまして、
勝俣先生の御指摘のように、栄養士は
たくさんおりまして、また、保健所に
勤務したいといひ希望者も相当あるの
でございますが、これは先ほど私がお
答え申し上げました理由の第一の、地
方の予算化が十分行われませんため
に、全体として圧縮されて、それだけ
の人が採用できないというようなこと
でござりますので、こういう職種を十
分なだけ採用できるというためには、
地方で十分予算化が行われますよう
に措置をしていかなければならぬ。そ
ういうふうに考えております。

こういうお話で、そうしたら、片一方で、今度は栄養士の方は金が足らないからという。片一方は金があれば……何だかこの辺のところが思想統一がないうような感じがしますが。

政府から出されておる資料は、むしろ就職を希望する者が少ないと、より多く採用しないという、地方の予算に抑えられておるということの方が、一番大きな理由だと私は思うのですね。そこで、こういう点を解消するために、保健所に対する補助を国でもつと考へるか、そうでなければ、地方においては最低限総予算額の何パーセントであるとか、あるいはそのほか、公衆衛生費に支出する金額の何パーセントとかいうことで、強制的に最低の予算額をきめてやるくらいの措置をとらなければ、財政困難な府県、特に地財法の適用を受けておるようなところで、なかなかできないと思うのです。が、こういう点は直接、これは大臣がおられないといふ一つの間に大臣が帰られたのかわかりませんでしたけれども、政治問題ですから、次官でその所見がはつきりお伺いできるならば、そういう点について、何か具体的に措置を講ずるお考えがあるかどうか、一ヵ月お聞きしておきたい。

たも認めていなさるのであります。一
体引き上げるために努力されるおつま
りかどうか。これは厚生省だけではど
うにもならない、大蔵省その他の関係省
もあるでしょうが、やはりこういうう
を認めになつておられるのでした
ら、そういう措置を具体的に熱意を
もつてするというお約束はいただける
のですからどうかということです。
○政府委員(中垣國男君) お答えいた
します。実は今年度の、昭和三十一年度
の予算の編成につきましても、三分之
の一から二分の一に引き上げといふこと
とを相当に強く交渉したのですが、や
ことに残念ながらこれは認められなか
ったのでありますて、今後の問題としま
してしましては、一そく努力いたしま
して、国庫補助率の引き上げに成功し
たいと思います。

岡先生の御指摘の点、現在の状況におきましては、そういうことは起れば非常にありがたいくらいに考えておるわけです。決して私費でやつた方が就職戦線を狭めて非難が起るという状態はすぐには起らないと思うのです。しかし、だんだんこれが現在の……ことしは全体で三百名、インターが五十名でございますけれども、来年出ますのは五十名、お手元の資料を見ましても千七百名ばかり足りないわけでございまから、すぐにはそういう問題は起つてこないと思うのであります。将来何年か後にまた、そういう問題が起つて参りますれば、この生徒の募集人員といいますか、そういうものを勘案してだんだん少くしてバランスをとつていかなければならぬのではないかと、こういうふうに考えております。

入れません。けれども、今後保健所関係の予算が多くなるよう努力をされ、そうして国で少くとも定めた程度の定員を充足するようになるといふのであれば、これは希望者も相当多くなってくるし、就学を希望する者も多くなるでしょう。そういう場合に、この保健婦や栄養士にすらなり得ないような優秀な子供がおるのでから、そういう資金貸与の制度が設けられれば、優秀な子供はやはりこれを希望してくれると思う。これを医師、歯科医師に限つたというのは、どういうわけですか。

○政府委員(山口正義君) 現在の状況におきましては、お手元に差し上げました資料のうちで、定員に満たされていない、つまり地方で予算化されまして定員に充足していない職種が医師と歯科医師でございまして、あとは、これは一番左側は国がこうあってほしいという定員でございますが、それだけが予算化していないわけでございまして、ほかの方では、大体地方の予算化しました人数に対しましては、それが一ぱい入つてゐるわけでござります。プラス・アルファがまだ残つておりますのが医師と歯科医師でございまして、保健所の職員の充実と建前から今度のよくな制度を考えたわけでございます。しかし、たゞいま片岡先生の御指摘のように、将来優秀な保健婦あるいは栄養士というような人材を養成していくことなどは、充実ということだけなしに、一般的につきましては、単に保健所の職員の育英といふような立場から考えていくべきではないか、そういうふうに思つております。これは私見で恐縮でござい

ますが、そういうふうに考えるわけでございまして、今回、医師と歯科医師だけを取り上げましたのは、最初に御説明申し上げましたように、現在定員化されております——予算化されおりますのに對して、充足されていない職種がこの二種でございますので、そういう措置をとつたわけでございます。○山下義信君 申し上げなくともいいと思うのですが、この機会に一、二お尋ねやら、お願ひやられておきたいと存ります。

第一点は、中垣政務次官に特にお願ひをしたいと思うのですが、私は最近の厚生省の諸行政の中で、ことに公衆衛生行政で一大ミステークは、全国都道府県の行政組織の中でも、何といいますか、ある府県によりましては衛生部を廃止するという、この状態に対しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことであります。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であろうと思ふのです。なかなかこれを復活せしめるということは容易ならぬことであることは思いますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省はまだいま山下先生の御指摘の点、私どもも非常にこの反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省は

お答えいたします。公衆衛生行政中の一番まあミス・ポイントとしまして、都道府県が衛生部を廃止したと、この廃止するという、この状態に対しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことであります。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であろうと思ふのです。なかなかこれを復活せしめるということは容易ならぬことであることは思いますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省は

○政府委員(中垣國男君) 山下さんにお答えいたします。公衆衛生行政中の一番まあミス・ポイントとしまして、都道府県が衛生部を廃止したと、この廃止するという、この状態に対しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことであります。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であろうと思ふのです。なかなかこれを復活せしめるということは容易ならぬことであることは思いますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省は

お答えいたします。公衆衛生行政中の一番まあミス・ポイントとしまして、都道府県が衛生部を廃止したと、この廃止するという、この状態に対しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことであります。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であろうと思ふのです。なかなかこれを復活せしめるということは容易ならぬことであることは思いますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省は

におきまして、衛生行政にどういう影響を受けておるかという点につきまして、みなくちやならぬ、こういう方には、私どもの方でもいろいろ調査をしておるわけですが、まだここで御報告申し上げる段階に至つております。ただいま山下先生からの御指摘もございましたので、今後もできるだけ調査いたしまして、そうしてまとまり次第、当委員会に御報告さしていただきたいと存ります。

○政府委員(中垣國男君) 山下さんにお答えいたします。公衆衛生行政中の一番まあミス・ポイントとしまして、都道府県が衛生部を廃止したと、この廃止するという、この状態に対しまして、厚生省が非常に消極的で、相当御努力には相なつたかもしませんけれども、ついに結果といたしましては、少からぬ府県が衛生部を廃止した、こういう事態が生じたことであります。根本的には、これは非常に大きな公衆衛生行政の私は後退であろうと思ふのです。なかなかこれを復活せしめるということは容易ならぬことであることは思いますが、しかしながら、これについては相当の反省をしなく遺憾に存じておるわけでございまして、これは当該府県並びに地方自治廳も非常に大きくなつたかといふことは、厚生省は

におきまして、衛生行政にどういう影響を受けておるかという点について根本的に実情をよく見て、実情を、この状況を見て、将来はできるだけ緩和する。また、この学資を貸して応募した諸君でも、いつまでもこうして繋りつ

けてはおかぬ。状況によっては、条件は緩和する。ということ私はこの際長い方針として、そういう方針でいくのだということにされると、第一回の応募者も私は非常に気持よく応募ができるのだろうと思う。そして今度は就職してみて、意外に興味を持つて、そしてその職場を愛するようになつてくれば、二分の三というような義務期間をしなくとも、これは長くその職にとどまつて下さるでございましょうから、私は将来は諸条件を緩和するといふことの方針がよろしいのではないかと思うのです。政府のお考えを承わりお答えいたしました。

○政府委員(中垣國男君) 山下さんに

修学資金貸与の条件が少し厳重であるのではないか。もう少し多数の人を

求めるようにするには、条件が軽いほどよいのではないかという御指摘の

点に対しましては、この問題は、この法

律の目的によりまして、歯科医師や医

師を保健所の職員に充てするためによ

りて、公衆衛生そのものに在学中から

規定をこの法律にしたわけございま

すが、修学資金の制度の精神的な面と

興味等を持って、そうしてそれが成長

していく、こういうことも実は考え方

れておるのでありますし、この制度に

非常なる関心を持ち、そういう方向に

よりまして、ある程度の医師、歯科医

師等の充実が保健所でできますと、こ

の制度をどうするかというのはそれか

らの問題になると思うのであります

が、将来これを存続するということで

ありますならば、山下先生御指摘の通りに、相當に条件を緩和していく。そしてまた、たとえば条件の中にある人個人に目標なり興味なりをお持ちにうなこと等が考えられるのであります。返済の期間の問題であるとか、あるいはこの修学資金を得て、医師もしくは歯科医師になった者の就職年限の期間を短くすることとか、そういうたよが、この法律を今度ここに出します理由といたしましては、やはりさしつけめ、こういう制度をやりまして、現在公衆衛生上非常に支障を来たしております歯科医師並びに医師の職員の不足と、これを解決するためにさしつけめ、こういったやり方の方がその所要の目的を達することができると、こういふ考え方に基いておるのであります。将来の問題といたしましては、山下先生の御指摘の点も十分考慮に入れなければならぬだろうと考えておる次第でございます。

○山下義信君 いま一点は、先ほど同僚委員諸君がいろいろ御指摘になりました点と同じであります。一方は充足しても一方は退職者が出ておりましたんでは、いつまでたってもイタチごっこでありますから、やはり現在の面何と申しましても、保健所は即ち衆衛生行政なんですから、皆さん方のよ

ういうところが、やはり将来公衆衛生行政をしようと、山口局長や聖成課長のように、

やはり将来公衆衛生行政をしようとして将来、どういう姿であるべきかと

いう一つの希望が持てるようになります。そうすると、その方は医師

になつておるでございましょう。

○政府委員(中垣國男君) 山下先生にお答えいたします。

前段のお尋ねの点でございますが、一方充足しておっても、一方退職者が出ているのでは何にもならない。まことにお説の通りでございます。これら

の理由といたしましては、御指摘の通りに、やはり待遇上の欠陥等があると考えておるのであります。この問題

はあとで局長から答弁いたさせます。

なおまた、医師、歯科医師は、保健所にて、技能的な面の働きをするの

か、行政的な面の働きをするのかといふことの定義は明らかになっておるよう

うような御指摘の点につきましては、やはり公衆衛生監督者としての技術を

有する行政官であります。そういうことの定義は明らかになっておるよう

あります。

次に、保健所に長くいて、同一保健

所で在職をしたままで、やはり相当な待遇が得られるよう措置をしていかなければ、前段に御指摘なさった通り

の悪い結果が生まれてくるのではない

かと考えております。それらの医師につけまして、どういう希望を与える

か、どういうふうに政府は考へておる

かといふ点につきましては、局長から

対しまして、どういう希望を与える

かといふ点につきましては、局長から

かといふ点につきましては、局長から

かといふ点につきましては、局長から

かといふ点につきましては、局長から

参つてきているわけでございます。今後もその線で参つていただきたいと存じております。

それから、保健所へ勤務される方は衛生行政官としてスタートして、中には将来転向される方もございましょう。しかし、一生公衆衛生という仕事に打ち込んでいこうという方がぜひ私ども一人でも入ってきてもらいたいといふように考えておるわけでございます。今回の修学資金の貸与を受けられる対象になる方につきましても、法律の中にございますが、単に保健所に勤務されるだけでなしに、地方の衛生部局、あるいは厚生省の公衆衛生関係の方にも交流をするというようなことが、法文の中に、これは政令で定めるようになりますが、そういうのがございまして、ただいま山下先生から御指摘がございましたように、できるだけ幅広く人事交流をする。全額国補の職員ならばそういうことが非常にしやすいのではないかと、いうようなお話をしもございましたが、私どもは全国の保健所に勤務する医師の方々に、できるだけ将来に希望を持ってもらえるよう人に人事交流をやって参りたいと存じております。従来もこれは非常にわずかずつでございましたが、人事交流をやって参りました。今後はその線を特に強く出して、一人でも多く公衆衛生の仕事に熱情を持つて入ってきてもらえるように努力したいと思っております。

質的な充実をはかりたい、そういうふうに考えておりまして、従つて、在学中におきましても、できるだけ公衆衛生ということを通じて興味を持つてもらうように私もいろいろな手段を講じて参りたい、そういうふうに考えております。

○吉江勝保君　ただいま山下委員からお話をありましたのに関連して、ちょっとお尋ねしたいのですが、衛生部が廃止になつたあの影響ですが、衛生部といふものはそう減っていないの一面あれが地方財政の上からおもに強く要望されたものとすれば、衛生部とどこかの部が一つになりました際に、人員といふものはどう減っていないのじやないかと思うので、どのくらいの地方財政がそれによって節約されるものかどうか。衛生行政がどういうような影響を受けておるかという調査をされますときに、衛生部が廃止になつて、よその部と一緒になつたがゆえに、従来の衛生行政の面の手続といふものが、それじやどれだけ節約されただかどうかということも含せて調査をして、そうして一面、衛生行政の面では、こういう影響が現われておるなら見ましても、そう節約になつていらないというようなことも材料にされまして、まあ国会に報告をしていただいて、再検討をしていただき。あわせて財政面も一つお調べを願いたい。これはお願ひをしておきます。

いま一つ、先ほど勝俣委員が質問されました、私もこの表を見ましして國の定員がこれだけでありますと、現員が六割とか七割、あるいは八割と

いうふうになつておるのでですが、だんだん話を聞いておりますと、そのうちの医師と歯科医師は、地方で予算が組まれておなりながら、人の面で充足できないような説明を聞いたのですが、さうでしたですね。そうであるなら、現在、地方で組んでおりまする、予算化しておる現員の数、いうものはどのくらいになつておって、歯科医師の数はどのくらい足りないのか、医師の数はどのくらい足りないのかを御説明願いたいと思います。

○政府委員(山口正義君) 第一の財政面の調査につきましては、御指摘に従つて調査いたします。

從来私どもは、この衛生部と民生部を一緒にされるというようなときに知事さんの方では、部長一人減らせば、大体年額二百万円くらい節約できるからというような話があるのでございますが、またそれが場合によつては、ほかに効果が出てくるといふことがありますので、実際の財政効果というものにつきましては、詳細に調査しないとなかなかむずかしいと思いますが、御指摘の点十分調査してお答え申し上げたいと存じます。

それから、この県でどのくらい定員化しているかという問題でございますが、これは非常にむずかしい問題でございまして、県職員として一本でやつております。そうして医師、歯科医師については、希望者があればまたこちらから出す、ほかから融通して出すと、いうようなやり方をいたしております。保健所ごとにどれだけ定員化しておるかということは、数字をつかむのはなかなかむずかしいのでござります。

が、全体として、県職員の中で大体保健所に対ししてこれくらいのようなことを、県当局として考えておりますので、それでその考え方を聞いております数が、大体医師、歯科医師を除きますと、国全体といたしまして集計してみますと、お手元に差し上げましたまん中の現員一ぱいくらいの予算しか、県の方で保健所にさき得るのはこのくらいであります。というようにはつきりした数がなかなか出ないのでござりますが、その見当でさき得るわけでございます。職員費としては、県職員費一本で組んでおられます。中でこまかく分けておりません。実際に保健所の職員を充足いたしました際に、県の財政当局としましては、人事当局としましては、そういう態度であります。中でこまかく分けておりません。実際には、かの職員につきましては、地方財政の面から予算化されていないやに話を聞いたのであります。ですが、それだけでありますのか、あるいはほかに理由があるのか。私ももう少し検討しなければわからないと思ふのですが、地方財政の面あるいは、地財法の適用を受けておりますものでは、県で、定員を減じなければならぬというようになります。県はとにかく、そうでない県があれば、大体計算から申しましてといいますか、財政計画からいいましても、組んでおるは、こういう人件費に対します予算を二つあります。ただ、そういうふうに簡単に、地方財政が苦しいから自治体が組まないのだというようなふうに考えられるより、もう少し強く要求されどあります。ただ、そういうふうに、地方財政が苦しいから自治体が組まないのだといいますか、財政計画からいいましても、組んでおるは、

のではないか、財政は決してこういう職員の予算自体がないということはないからうかと思うのですが、そこはもう少し厚生省の方で強く押されることが必要じやないでしょうか。地方財政がどうか迫しておるので予算化できないのだということ desnしに、もう少し突っ込んだ交渉をされるのが必要ではなかろうか、こう思ひます。とともに、もし、それでも、財政の面ではそれほど困っていないけれども、自治体に置かないといふなら、こういう職員に対するどういうのでしようか、必要性を都道府県の方で認めないとどううか、あるいは認識を失いておるというのでしようか、その必要性の問題に今度なってくるだろうと思うのです。国の定員がここまでまつておって、現員がこれだけしか置かれていないといふことに對しましては、もう少し笑っ込んだ説明を当委員会で一おもられた方がいいのではなかろうか、こういう感じを持っております。

これは保健所を所管しております衛生部の方で、県の総務部長なりあるいは財政部長と予算折衝をいたします際に、最後までいつもがんばるのでございますが、やはり補助率の高い低いというようなことのバランスを考えられて、なかなか十分の人員をこちらの方にもらえないというのが実情だということをございます。もとよりその際に、県財政全体のワクということになつて参りますので、その際にやはりほかの事業に比べて、ほかの事業と同じくらいの補助率で折衝いたしませんと、現実の問題として、なかなか県の衛生部がそれだけの人員を確保するということがむずかしいというのが実情でござります。

○横山フク君 勝俣さんから、私の来る前に御質問がありましたようございますが、保健婦の問題ですけれども、県の方で予算化しているのから見れば、九〇%は充足されておるということですが、それでも、一部余つて

いる。保健婦の方は御承知の通りに、医師やそのほかの人たちと違つて、ほとんどの九割の働く職場といふものが保

健所にあるわけでございます。しかも保健婦の人たちが現在就職難だ、保健婦の資格があつても看護婦の資格でもつて働いておるのが現状なんですね。

予算が、県で予算化されておるもののが、全額公費負担になつても、公費負担の問題、あとになりますが、保健婦の問題が解決されないで九割が予算化されたのだ、と、予算化されたのが、人が余っているのに採用されないので、

なかなか十分の人員をこちらの方にもらえないというのが実情だということをございます。もとよりその際に、県財政全体のワクということになつて参りますので、その際にやはりほかの事業に比べて、ほかの事業と同じくらいの補助率で折衝いたしませんと、現実の問題として、なかなか県の衛生部がそれだけの人員を確保するということがむずかしいというのが実情でござります。

○横山フク君 勝俣さんから、私の来る前に御質問がありましたようございますが、保健婦の問題ですけれども、県の方で予算化しているのから見れば、九〇%は充足されておるということですが、それでも、一部余つて

いる。保健婦の方は御承知の通りに、医師やそのほかの人たちと違つて、ほとんどの九割の働く職場といふものが保

健所にあるわけでございます。しかも保健婦の人たちが現在就職難だ、保健婦の資格があつても看護婦の資格でもつて働いておるのが現状なんですね。

予算が、県で予算化されておるもののが、全額公費負担になつても、公費負担の問題、あとになりますが、保健婦の問題が解決されないで九割が予算化されたのだ、と、予算化されたのが、人が余っているのに採用されないので、

なかなか十分の人員をこちらの方にも

らえないとい

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

えにならぬようですから、一つ担当の局長並びに政務次官におかれで、一つ大臣になられたつもりで責任をもつてお答えをいただきたいと思います。

先たてで、当委員会で健康保険法の一部改正が可決せられたのでありまするが、このことについて、私はまあと

○政府委員(森脇夫君) 船員の結核予防の問題についてお答え申し上げます。ですが、一体、今この船員に対する結核予防の措置はどういうことをやつておられるのか。その点を、一つまずお聞きしておきたいと思います。

合に応じて、医師の何と申しますか、実情に即する判断に依頼するといううえ方でこれを規定しております。それからまた、この実施要領というものを出しておるわけでございますが、この中にも、結核予防法の趣旨によつてこれをやるということを明らかにし、結核の診断の技術的基準は結核予防法施行規則第二条ないし第四条によるといふことも指導いたしております。

ましたが、あの予防法において他の検査をもつてかえることができる、これに該当せしめておると思うのですが、しかし、他の検査でかえることができるということであるならば、その他で行う検査といふものは、当然予防法で規定する内容の検査でなければ私は意味ないとと思う。しかし、実際は船員の結核検査といふものは、その予防法に該当する検査を行なつておらない。これは一人の例外もないとは私は言いませんけれども、大部分がレントゲン検査も行なつておらなければ、ツベルクリン反応の検査もやっておらはどうしても調査が必要じゃないですか。これは全然政府が調査をやつておらないという証拠でしょう。私これははなはだ遺憾だと思いますが、局長今三%ぐらいとおっしゃったが、その三%は何に対する何の割合かわかりませんが、現在下船療養中の船員のは相当な数に上つておるわけです。しかもこの相当な下船療養中の船員について病名別に調査さしてみると、大体結核患者は三十一年度でもおむね現在入院加療中の者は五五%に達しております。一昨年は五七%になつてゐると言われております。特にこれは船員

ております。この赤字の出でてくる理由としてはいろいろ数えられますけれども、そのうちで最も大きな問題として、原因として考えられるのは、結核

けまして、船員法施行規則の中におまじかして、検査の具体的な内容を規定しております。で、この点につきまして、船員法のやり方は、結核予防法に何といいますか沿つていくという趣旨でもって規定せられておるのでござります。

多うございります。船員の休んでおりましても、結核は消化器系の疾患とそれから災害とともに、非常に大きな問題——ことに結核は期間が長うございますから、われわれとして何らかの対策を講じなければいけないのではないかということは考えておられます。それで今申し上げましたように、医師の判断にまかしておる部分があるのでございますが、こういう点に

ない。それは私どもが実地に、現に下船療養中の船員について実態調査を行なつてみて、三年も五年も乗船しておった船員が、いまだかつてそういう経験を持たない者が多いわけです。こういうことは、これは非常に大きな私は問題だらうと思うんです。そこでわざわざお伺いしてみると、一体今船員保険法の適用を受けておる船員の結核患者は一体どれくらいあるとお考えになつておるのか。下船療養中の者は一体どのくらいあると思っておりますか。

保険会の福原博士が学会でもつて報告をしておりりますけれども、それによると、現在入院治療中の者のほかに、現在自分は健康だと思って働いておる船員の中にも大体八%ないし七%くらいの結核患者がいるのだ、こういうことをこの福原博士は芝浦診療所において実地に調査した結果を学会に発表しておられる。こうして民間においてはとにかくそういう実地調査もしておるほどですから、この際、一つ政府はぜひ今年度からでもこの実情調査をやって、まずこの船員の結核患者がどのく

すか法ですか、に關係する赤字と同じ
ように、船員保険の場合の赤字もこれ
また、結核の数があまりに多いという

ものについては、これを省略することはできる。」という規定があるのでこれが省略できる規定の中に入ります。その省略できる規定の中に入るとえばツベルクリン反応検査、エクタス線検査、どのようなものを含んでおりまして、相当重要なものを含んで

○片岡文宣君　今、船員局長の御説明になられたのは、船員法の八十一條に基づいての施行規則であろうと思うのです。従って、これはいわば乗船する際の健康診断に適用されるものであつて、結核予防法の検査内容とは非常に違つうと思う。ただ、しいて局長の御説明に関連して考えるならば、それは予方法によるので、何處でこなさるか

○片岡文重君　結核患者の発生は、最近になって突如として起つたわけではありません。せんし、特に船員の健康保持にあります。これは十分やはり船員局としてお考えいただかなければならぬ問題であります。その対策を講ずるに研究所に委託いたしまして調査いたしました結果が三%余りじやなかつたかと思つておりますが、ちょっと今はっきりいたしております。

字を持っておりません。先般劳働科学研究所に委託いたしまして調査いたしました結果が三%余りじやなかつたかと思つておりますが、ちょっと今はっきりいたしております。

らしいあるかどしきことを一つ確かめてもらいたい。そうして適切な措置を講じてもらいたいと思うのですが、船員法による健康診断、つまり乗船の際の健康診断を予防法による検診に該当せしめるならば、少くともツベルクリン反応、あるいはエクス線検査なり、この予防法で指定してある検査をぜひ行わせるようにしなければならぬと思うのですが、これを現在行なつておられるところはほとんどないという実情について、まずその数の調査もしてお

らぬということだから、船員局としては実情がどうなつておるかということともほんとわかるまいと思ひます。従来、集団検診の結果について、結果といいますか、その経緯といいますか、しかば今までどういうふうに集団検診をやつておるのか。すでに船員の集団検診をどういふうにしてやつておるのか。乗船の場合の船員法の八十一條によるこの健康検査を、一体どこでどういふうにしてやつておるのか、この点についての実情をちょっと御説明いただきたいと思う。

○政府委員(森脇夫君) お答え申し上げます。八十一条に基くこの検査の効果は一ヵ年間ということにいたしてお

りまして、一ヵ年ごとにこの検査をしてもらつておるわけでございます。そ

の際、健康を証明する医師は指定してございまして、日本海員掖済会の病院

の医師とか、船員保険会の医師、それ

から船員法第一條の乗組員になつてい

る船医、それからそのほか管海官厅で

指定している医師などになりま

して、それぞれ指定をいたしてやつて

いただいておるわけでございます。

それで今のお話でございますが、ツ

ベルクリンその他エクス線などの検査をやつていない者もかなりあるよう

見受けております。しかし、たとえば

船員保険であるとか、あるいは掖済会

の何パーセントになつておるか

ということはちょっと申し上げるほど

の資料を持っていないのを残念に思ひます。

らぬことだから、船員局としては実情がどうなつておるかということともほんとわかるまいと思ひます。従来、集団検診の結果について、結果といいますか、その経緯といいますか、しかば今までどういうふうに集団検診をやつておるのか。すでに船員の集団検診をどういふうにしてやつておるのか。乗船の場合の船員法の八十一條によるこの健康検査を、一体どこでどういふうにしてやつておるのか、この点についての実情をちょっと御説明いただきたいと思う。

○政府委員(森脇夫君) お答え申し上げます。八十一条に基くこの検査の効

果は一ヵ年間ということにいたしてお

りまして、一ヵ年ごとにこの検査をしてもらつておるわけでございます。そ

の際、健康を証明する医師は指定してございまして、日本海員掖済会の病院

の医師とか、船員保険会の医師、それ

から船員法第一條の乗組員になつてい

る船医、それからそのほか管海官厅で

指定している医師などになりま

して、それぞれ指定をいたしてやつて

いただいておるわけでございます。

それで今のお話でございますが、ツ

ベルクリンその他エクス線などの検査をやつていない者もかなりあるよう

見受けております。しかし、たとえば

船員保険であるとか、あるいは掖済会

の何パーセントになつておるか

ということはちょっと申し上げるほど

の資料を持っていないのを残念に思ひます。

○片岡文重君 これは祝賀に説法にな

ると思うのですけれども、陸上勤務の労働者に比べて、船員の、つまり船内の労働者の結核罹病率といふもののは、これは比較にならないほど多いはずですね。特に最近のいわゆる船舶の景気が上昇してきて、船自体の稼働率が上昇すれば、当然これは船員の労働過重にもなつてきますし、睡眠の不足も出てくる。船内食糧からの栄養失調も出でます。加えて集団生活で

中における集団生活ですから、濃厚感

染の危険というものも、これは非常に多いわけです。従つて、もし真実に船員の結核予防を効果あらしめようとす

るならば、結核予防法でもつて定めら

れておる検診以上に精密なかつ厳格な

検査をしなければならぬと私は思う。

ところが、実際にはこれをやつておら

ない。そこでどうしたならば、将来こ

れがあるかどうか、おありになるとす

れば、その具体的な一つ方法を御説明

いただきたいと思います。

○政府委員(森脇夫君) この点は、実

際からいって、非常なやり方で

あります。だから、そういう点につい

て、一つ船員局長お考えになったこ

とがあるかないか、おありになるとす

れば、その具体的な一つ方法を御説明

いただきたいと思います。

○政府委員(森脇夫君) この点は、実

際からいって、非常なやり方で

あります。だから、そういう点につい

て、一つ船員局長お考えになったこ

とがあるかないか、おありになるとす

れば、その具体的な一つ方法を御説明

いただきたいと思います。

○片岡文重君 すみやかに措置をとり

たいとおっしゃるのでから、それを

追つかけてそうじゃなかろうと言つわ

けにも参りません。しかし、これだけ

の問題が、今日までほとんど具体的に

はとうてい船員としては続かないし、

ひいてはやはり日本の海運界にも暗い

影を投げるようなことにならんとも限

らぬ。こういう点については、一つせ

ひ当局者の積極的な熱意を、本日から

でも一つ新たにしてもらいたいと私は

強く要望しているのですが、今のお話

を伺つていると、局長としては、具体

的な案がまだ提起される段階にはなつ

ておらないようですが、まあ私からそ

の具体的な案を申し上げるということ

も変だけれども、一、二氣のついた点

だけを申し上げてもいいと思うのだ

が、たとえばこの船舶安全法ですかに

よつて、船は必ず定期検査を受けなけ

ればならぬわけであります。従つて、

こういうドック入りをするときは、こ

れは私は全員に対しての綿密な集団検

査を行なうことは、非常にたやすいと思

うのですね。この港々を歩いているか

らということをおっしゃるようだけれども、特別な手当等によつてまた

乗船をするところもあるようです。こ

ういう状態は、これは、まあ、ここで

も先般来いろいろと考へておるのでご

ります。結核の検査といふものが、船員法あるいは船員法施行規則で規定しておる趣旨にもかかわらず、この結核

予防法よりも下回つておると申します

か、抜けておる点が實際上あるんじや

ないかといふ点も考へられますので、

が船員の報酬になり、あるいは利益に

もあつて、今船員の労働といふものは

非常に過重になつております。従つて、

船の稼働率が上つてくれば上つてくる

ほど、労働過重になつて、しかもそれ

が船員の報酬になり、あるいは利益に

もあつて、今船員の労働といふものは

非常に過重になつております。従つて、

船の稼働率が上つてくれば上つてくる

これらと十分にやはり関連をとつて、結果して予防法による健康診断が、健康検査が完全に行われているかどうか、これはあるいは管轄の問題だとか、なれど張りだとかいうことになるかもしませんが、そういうことでなしに、虚心たんかいに、一つ大乗的な見地で十分に話し合って、今後こういう私どもの心配を無用なものに一つさしてほしいと思う。それぞれのお立場から一つぜひ政務次官にも、それから山口局長にも、船員局長にも、この際、御所見を、私最後に承わっておきたいと思います。

○政府委員(山口正義君) ただいま岡先生から船員の結核について御質問でございまして、船員局長からいろいろ答えがございましたが、私どもの方で全般的な調査をいたしておりますが、特に船員といふに分けてやつております。ただ運輸業に従事している方の結核の患者の発見率は、先般二十八年の実態調査におきましても、平均に比べまして相当高い率を示しております。特に船員につきましては、先ほどからもるる御指摘のような特殊な事情下にござりますので、特別な注意が払われなければならないと思うのでござります。

私どもこの結核予防法を最初に昭和二十六年に制定いたします際に、船員の結核対策と申しますか、健康診断等につきましては、船員局と相談しながら話を進めて参ったわけでござりますが、船員局の方でも、たゞいま船員局長からお答えがございましたように、今後格別な注意を払われるということでございます。私どもの方でも、全般的な問題から、陸上に来られたときの

健康診断その他について必要がある場合には、今後また相談をいたしますが、健康診断の実施その他について、できるだけの便宜も供与して、たゞい御指摘のよくな欠陥と申しますが、健康診断の実施が十分に行われないというようなことのないよう私どもも協力して参らなければならぬ、そういうふうに考えております。

○片岡文重君 私は政務次官並びに船員局長の所見を伺っておりますが、今述べられたのは山口局長としての御意見であつて、私はやはりこの問題は、運輸省にも厚生省にも關係をいたしましたから、やはり政府の立場として、大いになつてゐるのじゃなかろう。

○政府委員(中垣國男君) お答えいたしました。

ただいま公衆衛生局長からこの問題につきまして意見が述べられたのであります。が、政府といたしましても、今後船員の結核の予防等の措置につきましては、運輸省と連絡いたしまして、御指摘の通りに進めて参りたいと考えております。

○政府委員(森藤夫君) ただいま厚生省からお話をございましたように、われわれとしましても、全般的な立場並びに海運のもう差し迫つた必要からいたしましても、これは重大な問題でござりますので、早急に厚生省とも御相談の上、施策を進めていきたいと存じます。

法による以上のものをやつていただきまして部分的な調査をいたしましたが、新患者の発生、それから從来患者についても、この船舶安全法による定期検査を行う、この二点は是が非でも可及的ですやかに一つやつてほしい、これを要望しておきます。

○勝俣稔君 同じますが、結核の死亡は昭和十五年から見ますと約五分の一ぐらになつてゐるのじゃなかろう。三十年は五二・二でござりますが、三十一年はおそらく五を割つておるのじゃなかろうかと想像するのでござります。そこで、一体結核患者は実際ににおいて増加しておるかどうか、どうようでお考へであるかをお聞きしたいのです。

○政府委員(山口正義君) 數字的な問題がござりますので、私からお答えいたします。

ただいま公衆衛生局長からこの問題につきまして意見が述べられたのであります。が、政府といたしましても、今後船員の結核の予防等の措置につきましては、運輸省と連絡いたしまして、御指摘の通りに進めて参りたいと考えております。

○政府委員(森藤夫君) ただいま厚生省は全部国費でやつてやるというような考え方まで進んでいきたいというふうに考えておるものであります。が、先ほど結核患者の全体の数がふえてきていたり減つてゐるかということにつきましてのお尋ね、これをここで直ちにお答え申し上げるのは非常にむずかしいと思うのでござります。御承知のように昭和二十八年に全国的な調査をいたしました。その後同様の調査をいたしましたが、その前にも同様な調査がございませんので、前後の比較をするということはなかなかむづかしいのでございまして、できますの度で、おそらく昭和十五年ごろにやつたら二千万人くらいの結核患者があつたのではなかろうか、こういうふうに思つておるものですから、今のような尺度とあのときの尺度とは非常に違つておるものですから、今のような尺度で、おそらく昭和十五年ごろにやつたら二千万人くらいの結核患者があつたのではなかろうか、こういったところを私に想つておるのでございまして、その増減を見なければならぬといふふうに考えておるのでございまして、しかし、二十八年に引き続きまして一十九年、三十年、二年引き続

きまして部分的な調査をいたしましたが、新患者の発生、それから從来患者についても、この船舶安全法による定期検査を行つておるのを私に想つておるのでございまして、まだおそいかもしれませんが、その数字を基礎に根本的の結核対策といふものをなお考へなくちゃならぬのじやなかろうか。あるいは老人結核がふえてきた、あるいは開放性結核のあれがどうなつておる、こういつたような点から隔離の問題であるとか、そういったような点、私は少くとも日本の結核が減つてきたといふのはあまり差がないのじやないかというものが比較いたしてみますと、二十九年、三十年の間では、あまた大きな差がなかつた、年間の総計で昭和十五年から見ますと約五分の一以下さい。それから船舶所有者に責任を持つて乗船する者全員については厳密な検査を行つて、この二点は是が非でも可及的ですやかに一つやつてほしい、これを要望しておきます。

○勝俣稔君 同じますが、結核の死亡は昭和十五年から見ますと約五分の一ぐらになつてゐるのじゃなかろう。三十年は五二・二でござりますが、三十一年はおそらく五を割つておるのじゃなかろうかと想像するのでござります。そこで、一体結核患者は実際ににおいて増加しておるかどうか、どうようでお考へであるかをお聞きしたいのです。

○政府委員(森藤夫君) 私は相当減つておるのじゃなかろうかというふうに考えておるのでござりますが、御承知のように、従来の検査といふものは精密検査でなくして、とにかく全国的の抜き取り検査ですが、正確な、誤差のきわめて少い調査をしたのですが、つまり昔の尺度とあのときの尺度とは非常に違つておるものですから、今のような尺度で、おそらく昭和十五年ごろにやつたら二千万人くらいの結核患者があつたのではなかろうか、こういった線にぜひこれはもうほんとうとも予算の折衝等に当りますが、途中でへこたれるようなことなしに、大蔵省にはんとうにお前らも日本人か

す。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

○斎原事君 この両案につきましては、実施の期日その他につきましての点がございますので、次のような修正案を提出いたしました次第であります。

○衆衛生修学資金貸与法案に対する修正案といたしましては、公衆衛生修学資金貸与法案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十二年四月一日」を「公布の日」に改める。
結核予防法の一部を改正する法律案に対する修正案といたしましては、

結核予防法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

提案理由は、先ほど申し上げました通り、施行期日その他に対する日付の点のために、かく修正いたしたいと考える次第であります。

○委員長(千葉信君) ただいまの修正案に対し、質疑の方は、順次御発言を願います。

別に御発言もございませんようですが、修正案に対する質疑は尽きたものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

め、これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めてことに御異議ございませんか。

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより公衆衛生修学資金貸与法案について、採決に入ります。

金貸与法案について、採決に入ります。

まず、斎原委員提出の修正案を問題に供します。

斎原君提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(千葉信君) 全会一致でござります。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

斎原君提出の修正案に賛成の方は挙手を願います。

斎原君提出の修正案に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(千葉信君) 全会一致でござります。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

次に、ただいま可決されました部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(千葉信君) 全会一致でござります。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正すべきものと議決されました。

なお、本日議決されました議案の本会議における口頭報告の内容、議長に提出する報告書の作成その他の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(千葉信君) 御異議ないと認めます。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになりますから、各案を可とされた方は、順次御署名を願います。

○委員長(千葉信君) 本日はこれを多数意見者署名

竹中 恒夫 吉江 勝保
片岡 文重 紅露 みつ
勝俣 稔 勝原 亨
早川 慶一 大野木秀次郎
藤田藤太郎 山下 義信
横山 フク

○委員長(千葉信君) 本日はこれもって散会いたします。

午後一時四十六分散会